ロ　財産上の給付（金銭の支払を除く。）を求める権利について、給付の目的である財産の処分等を禁止すること。

ハ　紛争の対象となる物又は権利関係について、著しい損害又は急迫の危険の発生を防止し、若しくはその防止に必要な措置をとり、又は原状の回復をすること。

ニ　仲裁手続における審理を妨げる行為を禁止すること（ホに掲げるものを除く。）。

ホ　仲裁手続の審理のために必要な証拠について、その廃棄等を禁止すること。

(2)　(1)の申立て（(1)ホに係るものを除く。）をするときは、保全すべき権利又は権利関係及びその申立ての原因となる事実を疎明しなければならないこととした。（第二四条第二項関係）

(二)　暫定保全措置命令の担保等

暫定保全措置命令の担保、暫定保全措置命令の取消し等及び事情変更の開示命令、暫定保全措置命令に係る損害賠償命令並びに暫定保全措置命令の命令書等に関する規定を設けることとした。（第二四条第三項～第一〇項関係）

(三)　暫定保全措置命令の執行

(1)　暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。）の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、次に掲げる区分に応じ、次に定める決定（以下「執行等認可決定」という。）を求める申立てをすることができることとした。（第四七条第一項関係）

イ　暫定保全措置命令のうち(一)(1)ハに掲げる措置を講ずることを命ずるもの　当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定

ロ　暫定保全措置命令のうち(一)(1)イ、ロ、ニ又はホに掲げる措置を講ずることを命ずるもの　当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに(6)イの規定による金銭の支払命令を発することを許す旨の決定

(2)　裁判所は、(3)の規定により(1)の申立てを却下する場合を除き、執行等認可決定をしなければならないこととした。（第四七条第六項関係）

(3)　裁判所は、執行拒否事由があると認めるときに限り、(1)の申立てを却下することができることとした。（第四七条第七項関係）

(4)　(1)の申立てについて、書面の提出、手続の中止、管轄、必要的審尋及び不服申立てに関する規定を設けるとともに、執行等認可決定の効力に関する規定を設けることとした。（第四七条第二項～第五項、第八項～第一〇項関係）

(5)　暫定保全措置命令（(一)(1)ハを命ずるものに限る。）は、執行等認可決定がある場合に限り、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行をすることができることとした。（第四八条関係）

(6)イ　裁判所は、暫定保全措置命令（(一)(1)イ、ロ、ニ又はホを命ずるものに限る。）について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、金銭の支払を命ずることができることとした。（第四九条第一項関係）

ロ　裁判所は、イの規定による金銭の支払命令（以下「違反金支払命令」という。）を執行等認可決定と同時にすることができることとした。（第四九条第二項関係）

ハ　違反金支払命令を求める申立てについて、管轄、必要的審尋及び不服申立てに関する規定を設けるとともに、違反金支払命令の効力及び取消しに関する規定を設けることとした。（第四九条第三項～第八項関係）

2　仲裁合意の方式

書面によらないでされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載され、又は記録された文書又は電磁的記録が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなすこととした。（第一三条第六項関係）

3　仲裁手続に関して裁判所が行う手続

管轄、移送に関する規定を設けるとともに、仲裁判断の執行決定を求める申立てにおける仲裁判断書の翻訳文の提出の省略に関する規定を設けることとした。（第五条第二項及び第五項、第八条第二項第二号、第三五条第三項第四号並びに第四六条第二項ただし書及び第四項第三号関係）

4　経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

5　関係法律の整備等

この法律の施行に伴い、民事訴訟費用等に関する法律等の関係法律の規定の整備等をすることとした。（附則第五条～第七条）

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（法律第一六号）（法務省）

1　趣旨

この法律は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の実施に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2　定義

(一)　「調停」とは、その名称や開始の原因となる事実のいかんにかかわらず、一定の法律関係に関する民事又は商事の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が和解の仲介を実施し、その解決を図る手続をいうこととした。（第二条第一項関係）

(二)　「調停人」とは、調停において和解の仲介を実施する者をいうこととした。（第二条第二項関係）

(三)　「国際和解合意」とは、調停において当事者間に成立した合意であって、合意が成立した当時において次に掲げる事由のいずれかに該当するものをいうこととした。（第二条第三項関係）

(1)　当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の一〇〇分の五〇を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。

(2)　当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所（当事者が二以上の事務所又は営業所を有する場合にあっては、合意が成立した当時において当事者が知っていたか、又は予見することのできた事情に照らして、合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所）を有するとき。

(3)　当事者の全部又は一部が住所又は事務所若しくは営業所を有する国が、合意に基づく債務の重要な部分の履行地又は合意の対象である事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なるとき。

3　適用範囲

この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合について、適用することとした。（第三条関係）

4　適用除外

この法律の規定は、次に掲げる国際和解合意については、適用しないこととした。（第四条関係）

(一)　民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部又は一部が個人（事業として又は事業のために契約又は取引の当事者となる場合におけるものを除く。）であるものに関する紛争に係る国際和解合意

(二)　個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る国際和解合意